

ご存知ですか？

飯盛霊園キャラクター 虹の丘 ゆめ

住所が変わったとき

〈必要なもの〉

- ・住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証いずれか1点のコピー（新住所の確認）
- ・墓所使用許可書（旧様式の方のみ）
※新様式のものには住所は記載されていません

〈手続き方法〉

飯盛霊園庁舎窓口にて手続きいただくか、郵送での手続きをご希望の場合はお電話にて連絡ください。

使用者の方が亡くなったとき

「墓所承継使用許可申請」が必要となります。ご親族で相談のうえ、承継者（お墓を継ぐ方）が決まりましたら、飯盛霊園へ連絡してください。

内容を確認して書類を送付します。

埋蔵を行うとき

〈必要なもの〉

- ・故人の火葬許可証（火葬証明）
改葬の場合は改葬許可証
- ・墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- ・事務手数料 1体につき 800円（令和8年10月1日に料金改定）

〈手続き方法〉

埋蔵日が決まりましたら、飯盛霊園庁舎窓口にて手続きできます。

墓所を返還するとき

「墓所返還届」の提出や改葬先の確保、墓所の原状回復（墓石や巻石の撤去）などが必要です。まずは飯盛霊園へ連絡いただき、手続きについてご相談ください。

令和8年度 霊園事業の予算規模

■歳入		■歳出	
(単位：千円)		(単位：千円)	
款または項	金額	款または項	金額
1. 使用料及び手数料	267,267	1. 総務費	357,292
使用料	264,178	霊園総務費	357,292
手数料	3,089	2. 霊園費	517,234
2. 国庫支出金	42,500	霊園管理費	119,585
国庫補助金	42,500	霊園建設費	397,649
3. 財産収入	29,139	3. 災害復旧費	1
財産運用収入	29,138	組合施設災害復旧費	1
財産売払収入	1	4. 諸支出金	182,805
4. 寄附金	1	諸費	182,805
寄附金	1	5. 予備費	1,000
5. 繰入金	630,296	予備費	1,000
基金繰入金	630,296	歳出合計	1,058,332
6. 繰越金	38,740		
繰越金	38,740		
7. 諸収入	9,189		
組合預金利息	1		
雑入	9,188		
8. 組合債	41,200		
組合債	41,200		
歳入合計	1,058,332		

■維持管理費明細		(単位：千円)	
費 目	金額	説 明	
人件費	114,098	報酬、給料、手当、共済費	
需用費	24,781	電気代、水道代、消耗品費 他	
役務費	12,205	ごみ処理費、切手代、保険料 他	
委託料	95,760	交通警備、除草、清掃、剪定、その他年間管理委託	
使用料及び賃借料	14,158	臨時バス借上料、情報機器等賃借料 他	
維持補修費	31,182	園内施設補修工事費 他	
還付金	67,767	墓所返還に伴う還付金	
その他	20,459	その他費用	
合 計	380,410		

墓所内の管理について

墓所区画内の雑草や樹木が伸びると、隣接する区画に越境したりして周囲の迷惑となってしまいます。

墓所の区画内は、墓所使用者の責任において、清掃していただくこととなっておりますので、定期的に草刈りや清掃、適切な樹木管理をしていただきますようお願いします。

草木が伸びすぎて手がつけられなくなってしまった場合は、石材店に依頼するなどして、手入れをお願いします。※飯盛霊園では、石材店の指定・推薦はおこなっておりません。

なお、使用者の方が墓石工事を行われた記録は飯盛霊園組合で管理しておりますので、過去に利用された石材店がご不明の場合はお問い合わせください。



こんな時には手続きが必要です

霊園だより

令和8年度
第35号

発行 飯盛霊園組合
住所 四條畷市大字下田原 448 番地
電話 0743-78-1195
FAX 0743-78-1196

HPは
こちらから



今年も引き続き
キッチンカーが飯盛霊園に
出店します。
お参りや散策の合間にぜひ
ご利用ください。
出店日はホームページ
にてお知らせいたします。

おいしさが
いいもり霊園に
やってくる。

ルタ・トラック
RUTA TRUCK

エル／アールキッチン
L/R KITCHEN

はこぶね
串揚げ 方舟



キーマカレー・ベグル・レモネード・かき氷 他



ローストビーフ丼・かき氷 他



串揚げ・ミンチカツ・コロケ 他

やすらぎの森 再整備工事



※写真はイメージです。

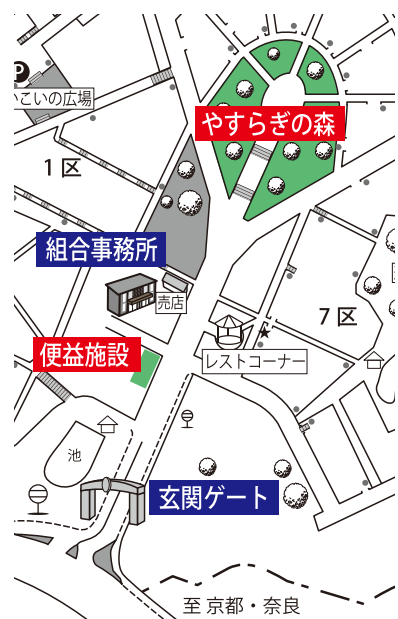


※写真はイメージです。

飯盛霊園組合設立 60 周年記念事業として、やすらぎの森の再整備を行います。

噴水広場と樹木葬墓所の複合エリアとして令和9年度の完成を目指して再整備工事を実施します。工事中はご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、樹木葬墓所は、令和9年度末から令和10年度の供用開始を予定しています。



※写真はイメージです。

〈広告〉

便益施設 整備工事

飯盛霊園がより快適に過ごすことができる施設となるよう、組合庁舎横に便益施設の整備工事を行います。

バス待合所と供花売店が一体となり、また、休憩や飲食ができる施設としてご利用いただける施設を新たに建築します。施設の供用開始は、令和9年度を予定しています。



※写真はイメージです。

〈広告〉

関西実績No.1の信頼 CMでおなじみのお墓の加登

墓石建立 お墓の修理 お墓じまい 雑草対策
お墓のクリーニング 追加文字彫刻

お墓のことなら何でもお気軽にご相談ください！
現地を確認させていただいたのち、お見積もりいたします。

株式会社 加登 門真店 ☎0120-333-808
門真市大橋町24-16(国道163号線沿いコーナン門真大橋店徒歩30秒) 受付時間/AM9:00~PM5:00(日・祝日も営業)

〈広告〉

お墓のショールーム◇地域最多の墓石展示数!!



飯盛霊園のことなら(株)加登・門真店にお任せください!!

株式会社 加登 門真店 ☎0120-333-808

〈広告〉

飯盛霊園でのお墓の建立、お悩みのご相談はお気軽にJAへ

建てる

最上級の国産銘石から良質で
お手頃な外国産もご用意。

戒名彫り

丁寧に戒名、ご法名、お名前
をお墓に刻みます。

墓じまい

墓じまいのご相談から修復・
移転などご相談ください。

墓石の洗浄 リフォーム お墓の傾き 雑草除去 お墓の引っ越し

お問合せ 相談は JA大阪東部営農経済センター TEL:072-878-6660 施工業者 株式会社 ちのち TEL:0774-54-2277

※広告掲載事業者は、組合が指定または推薦等をするものではありません。

料金等改定のお知らせ

令和8年10月1日と令和9年4月1日に、飯盛霊園の墓所についての料金等を改定いたします。

維持管理費用が増大する一方で個別墓所を利用される方が減少しているなど、霊園を取り巻く環境が大きく変化
する中であって、将来にわたり安定的な管理運営とサービス提供を継続するため、料金等を改定させていただく
ものです。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年10月1日から変更

個別墓所申込者

◆永代使用料

※新たな墓所のお申し込み時にお支払いいただく金額。

返還された墓所については、
永代使用料を定価から30%減額

墓所使用者

◆事務手数料

区分	単位	現行	変更後
墓所使用許可書等の書換え	1件	3,000円	5,000円
墓所使用許可書等の再交付	1件	810円	1,200円
埋蔵事項の記入	1体	800円	1,000円

合葬墓「虹の丘」

◆使用料 ※記名が連続する取扱いを求める場合の記名板使用料は、記名板使用料に10%を加算した金額

区分	単位	〈資格1〉現行	〈資格1〉変更後	〈資格2〉現行	〈資格2〉変更後
合葬施設	1体	50,920円	65,000円	50,920円	75,000円
個別安置施設	1体(10年分)	50,920円	65,000円	76,380円	98,000円
記名板	1体	107,000円	137,000円	160,500円	206,000円

資格1 ①関係市(守口市・門真市・大東市・四條畷市)の市民 ②死亡時において関係市の市民であった方の遺骨の所持者 ③飯盛霊園の個別墓所の使用者
資格2 資格1以外の方

◆手数料 使用許可書の再交付 現行 1,010円 変更後 1,200円

令和9年4月1日から変更

墓所使用者

◆維持費

区分	単位	現行	変更後
一般墓所、壁型墓所	1㎡につき	年額 2,546円	年額 2,800円
芝生墓所	1㎡につき	年額 4,072円	年額 4,500円

※霊園内の共有スペースの管理費。3年、または20年ごとに使用者からお支払いいただく金額。

墓所使用者 ◆墓所返還に係る永代使用料の還付金

	経過年数	未使用の場合	既使用の場合
現行	3年以内の年数	既納永代使用料の3分の2の額	既納永代使用料の3分の1の額
	3年を超え6年以内の年数	既納永代使用料の2分の1の額	既納永代使用料の4分の1の額
	6年を超える年数	既納永代使用料の3分の1の額	既納永代使用料の6分の1の額

変更後

使用期間が20年を超える場合は還付されません。

※20年以内の年数については変更なし。維持費については、経過年数分を差引いた金額を還付します。

※この他、臨時使用料(墓碑等の工事等のために(規則で定める特に軽易な工事等は除きます。))臨時に霊園の諸施設を使用する際の使用料)を改定いたします。